

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

標記について、7月3日（金）に開催された第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、学校における新型コロナウイルス感染症拡大第2波への備えとして、学校教育活動と感染拡大防止策との両立を図る方針が決定されました。また、府立学校において児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応方針が定められるとともに、個別対応の考え方についても取りまとめられましたので、お知らせします。

府内の私立学校園の児童生徒等又は教職員に感染者や濃厚接触者が確認された場合について、下記によりご対応いただきますよう、改めてお願いいたします。

記

1. 第2波第3波が生じた場合の対応方針について

- ・ 府としての一斉臨時休業は原則行わない。
- ・ ただし、府域での感染爆発や児童・生徒のクラスターの頻発など、深刻な状況になった場合、府として一斉臨時休業の是非を判断する。

※ 第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料を添付しますので、ご参照ください。

2. 児童生徒等又は教職員に感染者や濃厚接触者が確認された場合

- ・ 速やかに学校所在地管轄の保健所と協議いただき、保健所の指示・助言を踏まえ、休業措置の範囲や期間、当該生徒の出席停止措置、消毒等の感染拡大防止対策の実施について、学校設置者としてご判断・ご対応ください。

※ 府立学校における個別事案の基本的対応をまとめた資料を添付しますので、参考としてください。

- ・ 休業等とする場合は、感染者等の個人情報の保護に留意しつつ、他の生徒や保護者に学校の対応方針を丁寧に説明してください。

※ 府立学校の保護者あてお知らせ文例を添付しますので、参考としてください。

- ・ 感染者や濃厚接触者が確認された時点で、速やかに私学課にご一報ください。その後も、詳細な状況が判明、あるいは、学校設置者としての対応方針が決定されるなど、状況の変化がありましたら、その都度、緊密な情報共有をお願いします。

### 3. 情報の公表について

- ・ 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の学校名の公表は、学校設置者の判断によることとします。私学課としても、学校名の公表の有無は学校設置者のご判断を尊重し対応します。
- ・ ただし、学校内での感染拡大状況や、感染経路の特定が困難な事情など、府が学校名や所在地を公表し広く注意喚起をする必要がある場合などには、事前に当該校に通知の上、府として公表する場合があります。
- ・ なお、府立学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合は、学校設置者として府教育委員会が学校名を公表する方針としています。

### 4. 人権尊重の取組みについて

- ・ 新型コロナウイルスにかかわって、特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、断じて許されないことです。
- ・ こうした偏見や差別が生じないよう、各学校におかれましては、児童生徒への正しい知識に基づいたご指導について、改めてよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

#### 【添付文書】

- (1) 学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備えについて  
(第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料3)
- (2) 児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応  
(府立学校における基本的な対応方針として府教育庁において定めたもの)
- (3) 臨時休業実施のお知らせ(文例)  
(府立学校において児童生徒又は教職員等に感染が確認され臨時休業とする場合の保護者向けお知らせ文書の例)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4858)

総務・専各振興グループ

貞末、江藤 ( " 内線 4862)

幼稚園振興グループ

中村、成相 ( " 内線 4816)